

## 一般財団法人熊本市文化スポーツ財団 次世代育成支援対策推進 第6次行動計画

日本の少子化が急速に進行し、経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のために、国、地方公共団体、事業主が行う取り組みを進めるため「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月に施行されました。

これまでの行動計画に引き続き、職員が仕事と子育てを両立させ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように第6次行動計画を策定・実施いたします。

- 1 計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間  
(令和3年度～令和6年度)

### 2 内 容

#### <目標1>

- ・男性職員の育児休業取得を促進するための啓発活動を実施する。
- ・男性職員の育児目的の休暇制度を導入する。

(対策) 令和4年度から年1回の啓発資料等による休業等制度周知を実施し、男性の育児目的の休暇制度を新たに導入する。

#### <目標2>

時間外勤務を削減するよう努める。

(対策) 令和4年度までに最低月1回のノー残業デー制度の導入。

#### <目標3>

年次有給休暇の取得の促進を図る。

(対策) 令和3年度から年10日以上付与された場合の取得数を年6日以上とする。

※法定の5日分に1日分追加取得(1日分は時間休でも可)

#### <目標4>

次世代育成支援に関する啓発活動を実施する。

(対策) よかパパ宣言・家族宣言、児童虐待防止推進活動(オレンジリボン運動)の実施や育児のための制度周知等の職員向け啓発活動を令和3年度から毎年1回以上行う。